資料６

主要施策関係資料

１　いわゆる教育無償化への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　脱炭素化推進事業債等の延長・拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　農業構造転換集中対策への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
４　令和８年度の「社会保障の充実」等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
５　養護老人ホーム・軽費老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
６　「交通空白」解消に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
７　地域未来交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

令和８年１月２３日
総務省自治財政局調整課

令和８年度における「社会保障の充実」（概要）

（単位：億円）

事　項		事　業　内　容	令和8年度 予算案	(参考) 令和７年度 予算額
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実(注3)	前年同額	7,000
		育児休業中の経済的支援の強化(注4)	前年同額	979
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金（医療分） ・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	 960 1,563	 909 1,615
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分（介護職員の処遇改善等） ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・ 地域医療介護総合確保基金（介護分） ・ 令和４年度における介護職員の処遇改善 ・ 令和６年度における介護職員の処遇改善	 前年同額 508 430 前年同額 前年同額	 1,196 414 524 752 689
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	前年同額	693
		被用者保険の拠出金等に対する支援	前年同額	900
		70歳未満の高額療養費制度の改正	前年同額	248
		介護保険の第１号保険料の低所得者軽減強化	前年同額	1,190
		介護保険保険者努力支援交付金	前年同額	200
		国民健康保険への財政支援の拡充 （低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等）	前年同額	3,816
		国民健康保険の産前産後保険料の免除	前年同額	15
		こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	前年同額	47
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	前年同額	2,089
年　金		年金受給資格期間の25年から10年への短縮	前年同額	644
		年金生活者支援給付金の支給	前年同額	3,958
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	110	108
合　計			27,987	27,986

（注１）金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
（注２）消費税増収分（2.4兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.4兆円）を活用し、上記の社会保障の充実（2.8兆円）の財源を確保。
（注３）「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額こども家庭庁に計上。
（注４）「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

令和８年度における「新しい経済政策パッケージ」（概要）

新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月８日閣議決定）（抜粋）

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

（単位：億円）

事　項	事 業 内 容	令和8年度予算案	（参考）令和７年度予算額
待機児童の解消	• 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 • 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む（2019年４月から更に1％（月3,000円相当）の賃金引上げ）。(注3)	前年同額	722
幼児教育・保育の無償化	• ３歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化（2019年10月～）。(注3)		8,858
介護人材の処遇改善	• リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施（2019年10月～）。		1,003
高等教育の無償化	• 少子化に対処するため、扶養する子供が3人以上の多子世帯や低所得者世帯の高等教育費の負担を軽減できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を着実に実施（2020年４月～）。(注3)(注4)		6,400
合　計			16,983

（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

（注2）「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。）と保育所等の運営費（0歳から2歳までの子供に相当する部分）には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

（注3）「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

（注4）令和8年度予算案において7,133億円（国及び地方の合計額）を計上。

令和８年度の消費税増収分の使途

〈令和８年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）　《増収額計：17.6兆円》

○基礎年金国庫負担割合２分の１　3.5兆円

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合２分の１の差額に係る費用を含む）

○社会保障の充実　4.1兆円

- 幼児教育・保育の無償化
- 高等教育の無償化
- 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- 医療・介護サービスの提供体制改革
- 医療・介護保険制度の改革
- 難病・小児慢性特定疾病への対応
- 年金生活者支援給付金の支給　　等

○消費税率引上げに伴う社会保障４経費の増　0.63兆円

- 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

○後代への負担のつけ回しの軽減　8.8兆円

- 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

（注１）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。
（注２）総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。
（注３）「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定財源として、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分（令和8年度予算約2,000億円）の活用を図ることとしている。

養護・軽費老人ホームに係る地方財政措置（概要）

養護老人ホーム【措置費】（実施主体：市町村）

○　普通交付税において、実際の被措置者数に応じた算定を行っている。［老人福祉法に基づく義務的経費であるため確実に措置］

被措置者数当たり単価（R8）：3,034千円 ◀------

※　令和８年度については、賃上げ・職場環境改善支援事業（R7補正）や令和８年度介護報酬改定を踏まえた措置費の改定に必要となる経費を含めて措置

消費税率引上げや処遇改善に伴い、順次見直しを実施。

（参考）被措置者数当たり単価の推移　（単位：千円）

R8	R7	R6	R5	R4	R3	R2	R元	…	H18	R8/H18
3,034	2,968	2,949	2,898	2,831	2,723	2,657	2,633	…	2,101	1.44倍

※　別途、４月２日以降の措置状況を踏まえるため、９月30日現在の被措置者数に応じた特別交付税措置あり。

軽費老人ホーム【運営費】（実施主体：都道府県、市町村）

○　実際の入所者数によらず、標準的な経費を措置している。

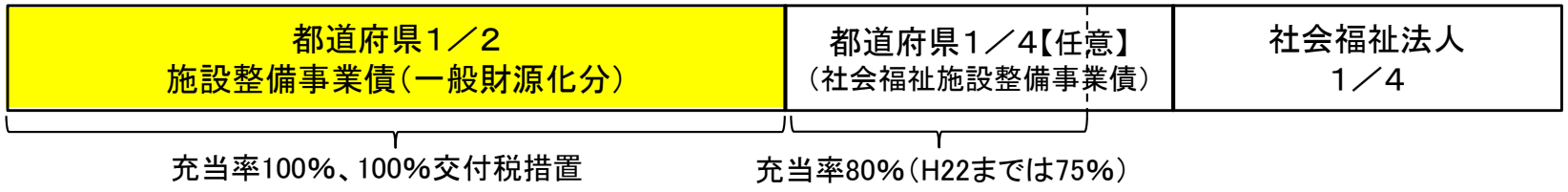
都道府県：標準団体（65歳以上人口 53万人）当たり 898,642千円

市町村　：標準団体（65歳以上人口3.1万人）当たり　2,206千円

※市町村については、標準的な経費を上回る団体に対し、別途、特別交付税措置あり。

養護・軽費老人ホーム【施設整備費】（実施主体：都道府県）

○　三位一体の改革に伴い廃止された国庫補助金相当額について、充当率100%、100%交付税措置の地方債の対象としている。



※参考
一般財源化前（～H17）

